

大多喜町告示第17号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成21年3月24日から効力を生ずる。

平成21年3月23日

大多喜町長 田 嶋 隆 威

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
百 銚	堀 込	小 内	関 谷	230の1の内 231の1の内 233の内
	鵜 田 堀		鵜 田 堀	311の内 312の内
		笛 倉		384の内
		弥喜用	御堂下	257の5 258の内~261の内 264の内 275の2の内
弥喜用	御堂下	小 内	鵜 田 堀	311の内 312の内
		笛 倉		384の内
小 内	川 又	百 銚	宮 下	114
	関 谷		堀 込	137の1の内 138の内 142の1の内
百 銚	道ノ上			129の1の内
	宮 下		道ノ上	25の内 26の内 29の6
	堀 込		128の内 129の1の内 134の1 135 136の2	
井戸長			139の内 140の内	
	堀 込		漆 窪	143の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成20年 2月 4日現在の登記簿謄本によるものである。

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
筒森	幾定	筒森	北之原	141の2 158の内 159の2の内
			七色堀下	30の5
	北之原		北ノ原台下	65の7 65の8 65の9 65の10

及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成20年 2月 4日現在の登記簿謄本によるものである。